

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 第4回理事会 議事録（要旨）

日 時	令和5年3月14日（火） 午後1時30分～午後3時20分
場 所	相模原市立あじさい会館6階 ボランティア活動室
議 題	議案第16号 社会福祉法人相模社会原市社会福祉協議会事務局の組織及び職制に関する規程の一部を改正する規程について 議案第17号 社会福祉法人相模社会原市社会福祉協議会社会嘱託職員就業規程の一部を改定する規程について 議案第18号 社会福祉法人相模社会原市社会福祉協議会社会非常勤職員等就業規程の一部を改定する規程について 議案第19号 令和5年度社会福祉法人相模原市社会福祉協議会事業計画及び予算について 議案第20号 生活資金一時貸付の償還免除について ＜議案は、審議の結果、同意されました。＞ 議案第21号 役員等損害賠償責任保険契約について 議案第22号 評議員会の招集について ＜議案は、審議の結果、承認されました。＞
報告事項	報告第8号 会長及び常務理事の職務の執行状況について

議 事 要 旨	
議案第16号 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会事務局の組織及び職制に関する規程の一部を改正する規程について	
（質問）	緑区管内のケースを全て緑区地域事務所で所管することとなるが、今後、中央区と南区を分ける予定があるのか。
（回答）	今後は、各区のCSWとの連携を見据え、区単位に分けていきたいと考えている。
（質問）	なぜ、一度に行わないのか。
（回答）	職員体制など全体の配置の整備を同時に進めることが難しく、緑区については、管理体制の問題もあり、早期に整備する必要があった。次期をずらし、他の区を整備することを検討していきたい。
（質問）	職員体制の整備が難しいことについて、人員を配置変換することで足りるのか、それとも人員も予算も足りていないということなのか。
（回答）	非常勤職員であるあんしんセンター専門員とあんしんセンター生活支援員の配置については、利用者人数に応じて国の配置基準がある。緑区内は、小さな単位のため職員体制も人数が少人数に限られ、区単位にすることで複数の職員による確認体制が取れる。
（質問）	津久井地域事務所から緑区事務所に所管が変わり利便性の問題はないのか。
（回答）	こちらの職員が出向く際に多少時間がかかったとしても、利用者へのサービス低下にはならない。
議案第19号 令和5年度社会福祉法人相模原市社会福祉協議会事業計画及び予算について	
（質問）	「みまもりエンディングサポート事業」の対象者は、裕福な方でも家族と疎遠の方もいるので、そのような方も対象に含んでほしい。その人たちがお礼として社協に遺贈をするなどによって自主財源も確保できる。また、その自主財源を基に、所得等に応じて利用料を設定することが本来の事業の在り方ではないのか。
（回答）	親族との関係が疎遠の方のお役に立てるよう周知に力を入れ必要とされる方に利用していただくように努力していきたい。また、3月10日に「おひとりさま終活サロン」を開催し、17名が参加され、日ごろの困り感を共有することができた。
（意見）	将来の不安は、お金のある方も同じである。お金がある人は専門家に頼んできると言われるが、だまされる可能性もある。安心な専門家、見守り事業の団体などを教えてくれるような仕組みがあるとよい。
（回答）	「見守りエンディングサポート事業」を始めるにあたって、委員会の専門家からこのような問題が話題になった。今後も関係諸団体間のネットワークで情報交換し、よ

り良い方法を検討していけたらと思う。

(質問) 企業のみではなく大学等教育関係は、これからの福祉推進にとっても重要であるので関係づくりを進めて欲しい。また、パートナーシップ推進事業をどのように進めていくのか、企業・法人、大学等にそれぞれに何を求めるのかを明確にし、市社協がマッチングしてもらえたらありがたい。

(回答) 第9次地域福祉活動計画の推進において、企業・法人や教育関係と支えあい活動との連携づくりを課題として捉えており、企業・法人等の持ち味を生かし、身近な地域福祉活動に参画できるようマッチングを進めるため、令和5年度にコーディネートを担当する職員の配置を進める。

(質問) 若い人へのボランティア養成講座などの啓発をどうしているのか。

(回答) 本会では「いるかバンク」に登録していただき、趣味や特技を生かした活動を紹介している。また、最近では、近隣の大学でもボランティア活動に参加したいという気運が高まっており、次期地域福祉活動計画策定委員会においても、若者に参加していただけるような機会づくりを検討している。

(質問) 自治会の加入率の低下や新聞購読者の減少により、社協の事業の周知も難しくなっている。大勢の方に知っていただくよう分かりやすい周知の仕方を考えていただきたい。

(回答) 事業の目的や趣旨を明確にしたうえで、年代や世代を考え、広報紙やSNSなど様々な媒体を活用しながら地域の方と連携し、事業の周知方法を検討していきたい。

議案第20号 生活資金一時貸付の償還免除について

(質問) 借り受けるとき、民生委員が承認するための意見を記入しているが、本来償還できる人が対象であるのに償還できていない。そのことも含め負担を感じている民生委員が多いことを承知してほしい。

(回答) 昭和38年度から始めている事業だが、最近では、様々な貸付事業や自立相談窓口など相談援助が充実してきている。今後この事業をどのように進めるべきなのか事務局内でも検討していきたい。